

各部局長
議会事務局長
公営企業局長
教育長
警察本部長
監査委員事務局長

} 様

土木部長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（通知）

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨（おそれ情報）を当該事象の状況の把握のため、必要な情報と併せて通知しなければならないこととされます（改正後の建設業法第 20 条の 2 第 2 項。令和 6 年 12 月 13 日施行。）。

つきましては、円滑な契約変更協議やスライド条項の協議を進めるため、下記のとおり、取り扱いますので、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）から通知があった場合は受領のうえ、関係者間で周知をお願いします。

記

- 1 対象工事 全ての建設工事
- 2 公告等への記載 以下の記載例を参考に、公告及び指名通知書等において、工期又は請負代金の額に、影響を及ぼす事象に関する情報の通知について記載する。

（例）第〇条 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- 3 通知方法 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添の様式による通知書を提出し、契約機関がそれを受領することにより実施する。

4 その他

- (1) この通知は、令和6年12月19日以降に請負契約を締結する工事から適用する。ただし、この通知の規定により難しい場合（公告及び指名通知書に記載しておらず契約締結前の建設工事等）には、適宜の方法により通知について周知し、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）からの通知を促すこと。
- (2) 当該通知の提出の有無は、請負契約の変更の可否に影響しない。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

(様式)

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者名 (押印省略)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事番号： _____

工事名： _____

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

・発生するおそれのある事象*：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰 _____

・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添 _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

・発生するおそれのある事象*：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足 _____

・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添 _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出してください。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いてください。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。
6. 本通知書の提出により、本件工事の請負契約を変更する担保とはなりません。
7. 受注予定者は、通知書及び裏付け資料等をメール又は持参で提出するものとし、メールでの提出の場合は、必ず電話で契約担当者に提出した旨を伝えてください。